

6 地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、令和 4 年 9 月 1 日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 74 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

① 検証組織の設置の有無

地方公共団体における検証組織の設置状況については、69 地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。「未設置」の 5 か所は、「設置予定なし」（5 か所）となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は 50 か所、「事例ごとに随時設置」される地方公共団体は 19 か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」（2 か所）、「死亡事例が発生した際に設置することとなっている」（3 か所）であった。

表 113 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		69	93.2%
内訳	常設	50	
	事例ごとに随時設置	19	
未設置		5	6.8%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	5	
計		74	100.0%

表 114 検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	2	40.0%
委員がいない	0	0.0%
事務局の運営	0	0.0%
死亡事例が発生した際に設置することとなっている	3	60.0%
その他	0	0.0%
計	5	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 30 か所（43.5%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 28 か所（40.6%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が 7 か所（10.1%）であった。

表 115 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	30	43.5%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	28	40.6%
独立して設置	7	10.1%
その他	4	5.8%
計	69	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、61 か所（88.4%）であった。

表 116 検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	61	88.4%
なし	8	11.6%
計	69	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は49か所（71.0%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む。）を対象」が26か所（53.1%）で最も多く、次いで「『死亡事例のみ』または『重大事例（死亡事例を含む。）を対象』のうち、関係機関の関与状況により判断」が17か所（34.7%）であった。

表 117 検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	49	71.0%
定めていない	20	29.0%
計	69	100.0%

表 118 検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	1	2.0%
2. 重大事例(死亡事例を含む。)を対象	26	53.1%
3. 1または2のうち、関係機関の関与の状況により判断	17	34.7%
4. その他	5	10.2%
計	49	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署）」は65か所（94.2%）であった。

また、検証委員の委嘱について、「委嘱している」地方公共団体は62か所（89.9%）であった。

表 119 事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	65	94.2%
児童相談所	1	1.4%
その他	2	2.9%
不明	1	1.4%
計	69	100.0%

表 120 検証委員の委嘱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
調査時点で委嘱していない	6	8.7%
委嘱している	62	89.9%
不明	1	1.4%
計	69	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

調査時点に検証組織の構成員を委嘱している地方公共団体 62 か所において、構成員の数は「5人」が 25 か所（40.3%）と最も多く、次に「6人」が 16 か所（25.8%）となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.1 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「大学等の教育研究機関の教員・研究者^{注8)}」「医師^{注9)}」「弁護士」が9割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「児童福祉施設関係（協議会等を含む。）」（46.8%）、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む。）」（32.3%）であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師等や社会福祉士、教育関係者、社会的養護経験者、カウンセラー等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 35 か所（61.4%）と最も多く、次いで「心理部門（児童心理、臨床心理を含む）」が 24 か所（42.1%）、「社会福祉分野」23 か所（40.4%）であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 46 か所（76.7%）と最も多く、次いで「精神科医」が 20 か所（33.3%）、「児童精神科医」が 19 か所（31.7%）であった。

表 121 検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
4人	3	4.8%
5人	25	40.3%
6人	16	25.8%
7人	7	11.3%
8人	6	9.7%
9人	3	4.8%
10人	1	1.6%
11人	1	1.6%
計	62	100.0%

平均 6.1 人

注8) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。以下同じ。

注9) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。以下同じ。

表 122 検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数(62 か所)	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	57	91.9%
医師	60	96.8%
弁護士	61	98.4%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	29	46.8%
民生児童委員・児童委員(協議会等を含む。)	20	32.3%
保健・公衆衛生関係	8	12.9%
児童相談所関係	3	4.8%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	8	12.9%
社会福祉協議会	3	4.8%
小学校・中学校の校長会	6	9.7%
家庭裁判所関係(調査官等)	0	0.0%
里親会	5	8.1%
警察	2	3.2%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	3	4.8%
その他	18	29.0%

表 123 教員・研究者の専門分野（複数回答）

教員・研究者の専門分野	地方公共団体数(57 か所)	構成割合
児童福祉分野	35	61.4%
社会福祉分野	23	40.4%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	24	42.1%
教育部門	9	15.8%
保育部門	2	3.5%
看護・保健分野	16	28.1%
その他	3	5.3%

表 124 「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数(60か所)	構成割合
小児科医	46	76.7%
児童精神科医	19	31.7%
産婦人科医	3	5.0%
精神科医	20	33.3%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.7%
保健・公衆衛生関係	1	1.7%
その他	2	3.3%

(2) 地方公共団体が行う検証の実施状況

① 令和2年度に地方公共団体が把握したこども虐待による死亡事例

令和2年度にこども虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、28か所(37.8%)であり、そのうち、5例以上を把握した地方公共団体は4か所(14.3%)であった。把握した事例数が最も多い地方公共団体では、8事例を把握していた。全体の事例数は64事例であった。

表 125 令和2年度のこども虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	28	37.8%
事例はない	46	62.2%
計	74	100.0%

表 126 地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	14	50.0%
2例	5	17.9%
3例	4	14.3%
4例	1	3.6%
5例以上	4	14.3%
不明	1	3.6%
計	28	100.0%

② 地方公共団体による検証の実施状況

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例の検証の実施状況は、「検証していない」地方公共団体は10か所(35.7%)、「検証した」地方公共団体は5か所(17.9%)、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」事例がある地方公共団体は7か所(25.0%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は4か所(14.3%)であった。

「検証していない」理由(複数回答)としては、「行政機関が関わった事例ではないため」が約6割を占めており、「その他」の中には、「検討中」「複数事例の検証を同時に行うことが困難」等があった。

また、心中以外の虐待死の事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は4例であった。一方、心中による虐待死事例(未遂含む)のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例」は1例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は12例(63.2%)、「ヒアリングしていない」は7例(36.8%)であった。

ヒアリングしていない理由としては、「情報が揃っていたため」が2例(28.6%)、「その他」が5例(71.4%)であった。「その他」については、「いずれの機関の関与もなかったため」といったことがあげられていた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は19例(100.0%)であった。

表 127 地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	10	35.7%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	7	25.0%
検証した	5	17.9%
検証中である	4	14.3%
検証予定	2	7.1%
計	28	100.0%

表 128 検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例数(34例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	21	61.8%
裁判中のため	2	5.9%
その他	14	41.2%

表 129 地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
検証していない事例	21	13	34
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	4	1	5
検証した事例	15	4	19
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	7	4	11
検証中の事例	9	2	11
うち、児童相談所又は市区町村(虐待対応担当部署)の関与事例	3	0	3
計	45	19	64

表 130 検証した事例の中で、検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	7	36.8%
ヒアリングした	12	63.2%
計	19	100.0%

表 131 検証した事例の中で、検証の際、ヒアリングしていない理由（複数回答）

区分	検証事例数(7例)	構成割合
情報が揃っていただけ	2	28.6%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	5	71.4%

その他：いずれの機関の関与もなかったため

表 132 検証した事例の中で、現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	19	100.0%
実施した	0	0.0%
計	19	100.0%

③ 地方公共団体における検証報告書数

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、9か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は19報告書であった。第18次報告における13地方公共団体、29報告書と比較すると、検証を実施した地方公共団体は4か所減少している。

表 133 地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	6	6
2	1	2
3	1	3
8	1	8
計	9	19

④ 地方公共団体による検証にかかった期間

地方公共団体が令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12か月以上」が11事例（57.9%）で最も多く、最短では「4か月」、最長では「20か月」かかっており、平均では11.5か月であった。

表 134 検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
4か月	4	21.1%
5か月	0	0.0%
6か月	1	5.3%
7か月	3	15.8%
8か月	0	0.0%
9か月	0	0.0%
10か月	0	0.0%
11か月	0	0.0%
12か月以上	11	57.9%
不明	1	5.3%
計	19	100.0%

平均 11.5 か月

⑤ 地方公共団体による検証における支障の有無

地方公共団体が令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証19報告において、検証における支障が「ない」とした検証報告書は13報告(68.4%)であり、支障が「あり」とした検証報告書は6報告(31.6%)であった。

また、支障が「あり」としたその内容は、「関係機関の関与がなく情報がない」が5報告(83.3%)と最も多かった。

表 135 検証における支障の有無

区分		検証事例数 (19例)	構成割合
支障はない		13	68.4%
支障あり		6	31.6%
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	0	0.0%
	警察から情報が得られない	1	16.7%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	1	16.7%
	関係機関の関与がなく情報がない	5	83.3%
	その他	0	0.0%

⑥ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書の周知方法は、第18次報告と同様、関係部署や関係機関への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

また、「関係者への研修・会議で使用」の際の関係者は児童相談所、市区町村が多くあげられていた。

表 136 検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数(19例)	構成割合
関係部署へ配布	18	94.7%
関係機関へ配布	19	100.0%
要保護児童対策地域協議会にて配布	8	42.1%
記者発表	6	31.6%
ホームページへ掲載	18	94.7%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	13	68.4%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	0	0.0%

表 137 検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者（複数回答）

区分	検証事例数(13例)	構成割合
児童相談所	7	53.8%
市区町村	11	84.6%
福祉事務所	2	15.4%
家庭児童相談室	4	30.8%
児童委員・民生児童委員	0	0.0%
保健所	0	0.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	0	0.0%
学校	0	0.0%
教育委員会	1	7.7%
医療機関	4	30.8%
警察	2	15.4%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
その他	1	7.7%
不明	1	7.7%

⑦ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言については、「対応していない」自治体は0か所で、すべての自治体で対応があった。

表 138 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	検証事例数	構成割合
対応していない	0	0.0%
今年度対応予定	0	/
次年度対応予定	0	
時期は未定だが対応予定	0	
対応の予定はない	0	
一部対応している	4	21.1%
全て対応している	15	78.9%
計	19	100.0%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」19事例のうち、提言の取組状況を「公表した」検証報告書は0例であった。

表 139 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	検証事例数	構成割合
公表していない	19	100.0%
公表した	0	0.0%
内訳 (複数回答)		/
記者発表	0	
ホームページへ掲載	0	
その他	0	
計	19	100.0%

⑨ 検証していない事例について

令和2年度に把握したこども虐待による死亡事例は64例で、うち地方公共団体が検証を行っていない事例は34例あり、「心中以外の虐待死」は21例、「心中による虐待死（未遂を含む）」は13例であった。

地方公共団体が検証を行っていない34例において、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」は28例、「市区町村（虐待対応担当部署）」は5例となっている。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が21例であった。「その他」として、「検討中」「必要な情報が得られない」等があった。

表 140 検証をしていない事例について、心中（未遂を含む）・心中以外の虐待死の別

区分	事例数(34例)	構成割合
心中による虐待死(未遂を含む)	13	38.2%
心中以外の虐待死	21	61.8%
計	34	100.0%

表 141 検証していない事例について、関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数(34例)	構成割合
児童相談所	3	8.8%
市区町村(虐待対応担当部署)	5	14.7%
その他	3	8.8%
いずれの機関も関与なし	28	82.4%

表 142 検証していない理由（複数回答）

区分	事例数(34例)	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	21	61.8%
裁判中のため	2	5.9%
その他	14	41.2%

(3) 国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第17次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第17次報告の周知

9か所を除く65か所(87.8%)で「関係部署へ配布」されており、次いで「関係機関への配布」が62か所(83.8%)で行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」「家庭児童相談室」「保健所」が多く挙げられていた。

表143 第17次報告の周知先(複数回答)

区分	地方公共団体数(74か所)	構成割合
関係部署へ配布	65	87.8%
関係機関へ配布	62	83.8%
要保護児童対策地域協議会にて配布	14	18.9%
ホームページへ掲載	0	0.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	20	27.0%
その他	6	8.1%
不明	1	1.4%

表144 「関係機関へ配布」の関係機関(複数回答)

区分	地方公共団体数(62か所)	構成割合
福祉事務所	45	72.6%
家庭児童相談室	40	64.5%
児童委員・民生児童委員	6	9.7%
保健所	31	50.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	4	6.5%
学校	4	6.5%
教育委員会	22	35.5%
医療機関	11	17.7%
配偶者暴力相談支援センター	10	16.1%
警察	10	16.1%
その他	29	46.8%

② 第17次報告の提言を踏まえての取組状況

第17次報告の提言を踏まえての取組状況については、地方公共団体の約7割以上が提言について、「既に対応済み」又は「取り組んだ」と回答した状況であった。特に提言「A2. 妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」「A4. 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」「B1. 精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用にかかる取組の有無」「B2. 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」「C1. 関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底にかかる取組の有無」「D1. 一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協登録等と継続支援についての取組の有無」「D2. 援助の必要性等に関するアセスメント時のこどもの意見の聴取の取組の有無」「E1. 家庭の居所や生活実態の把握ができない場合、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した把握・対応の有無」については、9割以上の地方公共団体が「既に対応済み」もしくは「第17次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A4. 特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」や「B2. 医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」では「取り組んでいない」地方公共団体の約半数で「予算がない」が挙げられている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、多くの提言で「人員や委託先の問題、個別対応している」が挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第17次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A6. 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化にかかる取組の有無」が17.6%と最も高くなっている。

表 145 第 17 次報告の提言に対する取組

(A. 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない	組織の合意が その他		
A1. 「若年者や外国人にも届きやすい妊娠・出産や経済的支援等に関する情報発信等、有効なアプローチ法の検討の有無」	74	62	83.8%	2	2.7%	9	12.2%	4	1	4	1	1.4%
A2. 「妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」	74	67	90.5%	1	1.4%	5	6.8%	2	0	3	1	1.4%
A3. 「予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討について取組の有無」	74	54	73.0%	3	4.1%	16	21.6%	5	1	13	1	1.4%
A4. 「特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」	74	64	86.5%	3	4.1%	6	8.1%	3	2	2	1	1.4%
A5. 「民間団体等と連携の上、母の生活圏における情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の取組の有無」	74	48	64.9%	6	8.1%	19	25.7%	8	2	11	1	1.4%
A6. 「「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」との連携強化にかかる取組の有無」	74	52	70.3%	13	17.6%	8	10.8%	1	1	6	1	1.4%

その他の理由：

- A1 検討中、今後検討予定
- A2 検討中、今後検討予定
- A3 検討中、今後検討予定、相談対応する体制整備ができていない、実施可能な委託先施設がない 等
- A4 検討中、今後検討予定
- A5 検討中、今後検討予定、実施可能な委託先団体がない 等
- A6 検討中、今後検討予定、今後取組の推進を図る 等

表 146 第 17 次報告の提言に対する取組

(B. 精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者への対応)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
B1.「精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用にかかる取組の有無」	74	65	87.8%	2	2.7%	6	8.1%	2	1	2	1	1.4%
B2.「医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有にかかる取組の有無」	74	69	93.2%	0	0.0%	4	5.4%	2	1	1	1	1.4%

その他の理由：

B1 検討中、検討に至っていない

B2 検討中

表 147 第 17 次報告の提言に対する取組

(C. 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
C1.「関係機関間で見守る場合の見守り内容及び方針の明確化など認識の統一の徹底にかかる取組の有無」	74	68	91.9%	1	1.4%	4	5.4%	1	1	2	1	1.4%
C2.「民間の支援事業者を活用した支援の取組の有無」	74	61	82.4%	4	5.4%	8	10.8%	3	2	4	1	1.4%

その他の理由：

C1 検討中、個別事例に応じて個別ケース検討会議等において協議・対応している

C2 検討中、今後検討予定、民間との個人情報の取り扱い等の課題がある 等

表 148 第 17 次報告の提言に対する取組

(D. 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時等の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
D1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協登録等と継続支援についての取組の有無」	74	66	89.2%	1	1.4%	6	8.1%	0	2	4	1	1.4%
D2.「援助の必要性等に関するアセスメント時のこどもの意見の聴取の取組の有無」	74	61	82.4%	6	8.1%	6	8.1%	0	0	6	1	1.4%
D3.「保護者支援プログラム活用にに向けた体制整備にかかる取組の有無」	74	60	81.1%	2	2.7%	11	14.9%	2	0	9	1	1.4%

その他の理由：

- D1 検討中、各地区の要対協による、事例ごとに要否を判断し必要に応じ継続支援を行っている 等
- D2 検討中、こどもの意見を聞きながらアセスメントを実施しているが決まった手法はない 等
- D3 検討中、今後検討予定、個別にプログラムの実施をしている、連携できる外部実施機関がない 等

表 149 第 17 次報告の提言に対する取組

(E. 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施)

区分	地方公共団体総数	2021年9月30日以前に既に対応済み		第17次報告公表後(2021年10月1日以降)取り組んだ		取り組んでいない					不明	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	取り組んでいない理由(複数回答)			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	得られない 組織の合意が	その他		
E1.「家庭の居所や生活実態の把握ができない場合、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した把握・対応の有無」	74	71	95.9%	0	0.0%	2	2.7%	0	1	1	1	1.4%

その他の理由：検討中